

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①人口構造

本町の人口は、令和5年4月30日現在で18,355人(男8,675人、女9,680人)、世帯数は8,203世帯で、年少人口割合は9.7%、生産人口割合は51.4%、老年人口割合は38.9%である。全国的に少子高齢化が進む中、本町においても例外ではなく、平成12年をピークに人口が減少し、3人に1人が高齢者となっており、奈良県下でも突出して高齢化が進行している。

②産業構造

本町の基幹産業は農業であり、小菊、バラ、イチゴ、ブドウ等が盛んに栽培されており、販売農家に占める主業農家率は45.3%と奈良県でも特に高く、活気ある農業が展開されている。また、経営単位面積当たりの農業産出額においても県下で1位を占めており、土地生産性の高い作物に取り組むことで500万円以上の販売金額規模別経営体では本町は48.2%で全国平均(20.4%)、奈良県平均(8.8%)を大きく上回る比較的販売規模の大きい経営体が占めているのが特徴である。

商工業では、令和3度経済センサスの活動調査によると、本町には438社の事業所が存在しており、その内、第1次産業の事業所数は5社(1.1%)、第2次産業の事業所数は92社(21.0%)、第3次産業の事業者数は341社(77.9%)である。中でも「卸売・小売業」は総事業所数に占める割合も25.1%と本町では最も高い割合を占める産業となっており、従事者1人当たりの年間商品販売額は2,290万円と奈良県では上位に位置付けている。一方で「製造業」が占める割合は6.9%に留まり、製造出荷額は奈良県内他市町村と比較しても低い状況である。

③中小企業者の実態

本町の殆どの事業所が中小企業であり、主に小規模な事業所によって本町の中小企業は支えられている。「製造業」では漬物、木材などの加工業やプラスチック製品などが製造されているが、近年では事業者数、商業販売額、製造事業者数、製造出荷額のいずれも減少傾向にある。このような中で、本町独自の取り組みとして町内事業者に対して平群町中小企業小口融資や平群町商工業者債務保証料補給制度等の各種支援制度の実施や、商工会とも連携し、効果的な情報提供や相談等を行っている。しかし、設備の老朽化に伴う設備費用の問題や経営者の高齢化、後継者問題による人材不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失わ

れかねない状況である。こうした中で、町内の中小企業の生産性の抜本的な向上を図るため生産性の高い設備の導入・更新を促すことにより、人手不足に対応した生産性の向上や安定した事業基盤の構築に繋げる支援を行うことが必要である。

(2) 目標

先端設備等の導入を推進することで、中小企業の経営の安定化を図るとともに地域経済の活性化を図る。これを実現するための目標として、計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業所の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農業を中心に小売・卸売業（25.1%）、建設業（13.5%）、医療福祉（10.3%）、製造業（6.8%）などの多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は町内各所において広域的に立地しており、幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取り組みを促すため、本計画の対象地域は平群町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農業を中心に小売・卸売業（25.1%）、建設業（13.5%）、医療福祉（10.3%）、製造業（6.8%）などの多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、中小企業者による幅広い取り組みを促すため、平群町内で事業活動を行う全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月4日～令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税の滞納がないこと。